



西ノ島町コミュニティ図書館

いかにあ屋通信 vol.30



10月27日から11月9日まで読書週間です。過ごしやすい季節になり、夜も長くなってきました。読書をするにはよい季節です。いかにあ屋で本を眺めてみると、気になる本が見つかるかもしれません。ちょっとのぞいてみませんか。

図書館のご案内 3

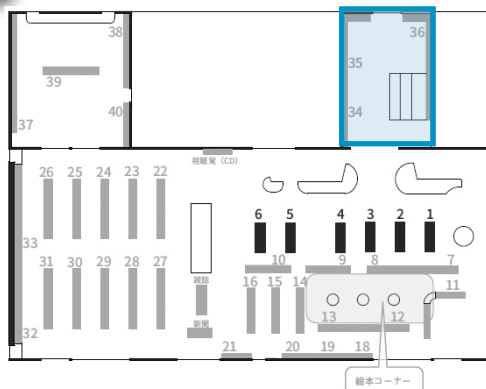
／中高生も大人も楽しめる空間／

みらいのへや

[棚番号 34～36]



▲いかにあ屋に入ってすぐ左の部屋です。



▲ひと・もの・がたり [棚番号 34]



▲郷土資料 [棚番号 35]



▲YA [棚番号 36]

「みらいのへや」ってどんな部屋??

「みらいのへや」は「マンガがある部屋」というイメージだと思います。マンガ以外には、郷土の資料と中高生向きの本 (YA) が置いてあります。ふるさとの歴史や文化を知りつつ、中高生に生き方や将来について考えてほしいと、このような置き方にしました。郷土の資料には「ひと」「もの」も含まれています。地域の伝統や文化などに係わった方のインタビューやそれに関連する図書も置いてあります。また、向かいの棚にある本は中高生向きの本となっていますが、大人の方も読むとおもしろい本もたくさんありますので、ぜひ入ってみてください。

☆ 図書館員のオススメの本 ☆

「横濱エトランゼ」

大崎 梢 / 著者

高校3年生の千紗がアルバイトを通して横浜の歴史や不思議、そこで暮らす人々の想いに触れていきます。作中には横浜の有名な名所がたくさん出てきて、読んでいると千紗と一緒に散策しているかのようです。短編集でとても読みやすく読了後には優しいほっこりした気分。

なかなか旅行出来ないこのご時世、これを読んで横浜めぐりを楽しんでみませんか?



書 名：横濱エトランゼ
編 著：大崎 梢
出 版 社：講談社

【お問い合わせ先】

西ノ島町コミュニティ図書館 〒684-0211 島根県隠岐郡西ノ島町浦郷 67-8
TEL : 08514-2-2422 FAX : 08514-2-2423 MAIL : ikaya@nishinoshimalib.jp

「生命保険金は相続人で分けるもの？」



隠岐ひまわり基金法律事務所の弁護士の橋爪愛来（はしづめあき）と申します。

くらしの法律相談第7回は、相続時の生命保険金に関するご相談です。生命保険金は、相続の際に相続人で分けなければならないのか？場合によって異なりますので、この機会に学んでみましょう！

ご 相 談

母が、私を受取人とした2,000万円の生命保険金を残して亡くなりました。
この生命保険金は私一人で受け取って良いのでしょうか。



ア ド バ イ ス

生命保険金の受取人が、**お亡くなりになった方自身となっていた場合や特に指定されていなかった場合**には、生命保険金も遺産となり、遺産分割の対象（相続人で分ける対象）となります。

また、生命保険金の受取人が、「**相続人**」と**指定されていた場合**には、被保険者死亡のときの相続人を指定したものとして、相続人全員の財産ということになり、法定相続分に応じて相続人各自が取得することになります。

これに対し、生命保険金の受取人が**特定の方を指定されていた場合**には、その指定された方の固有の財産となり遺産にはならず、その指定された方が遺産分割とは関係なく取得することになります。

したがって、ご質問の場合も、ご質問者の方が指定されていますので、ご自分の財産として生命保険金を全額受け取ることができます。

しかし、**特段の事情があった場合には、特別受益として、生命保険金を遺産に含めることになり、生命保険金の分だけ相続分が減らされる**（法律用語では「持戻し」といいます。）こととされています。この特段の事情は、生命保険金の金額の遺産総額に対する比率のほか、生命保険金受取人が亡くなった方と同居していた期間、亡くなった方への介護などでの貢献など生命保険金受取人と亡くなった方の関係や、各相続人の生活状況を考慮して決められます。特段の事情の有無があるか判断するためには過去の裁判例を調べる必要がありますし、持戻しの計算も複雑なので、この点が問題になりそうな場合には、弁護士にご相談ください。

【お問い合わせ先】



島前法律相談センター（西ノ島町）

- ・開催日時 毎月第2火曜日 14時～16時30分
- ・開催場所 西ノ島町黒木公民館 図書室

※ご予約は、島根県弁護士会（電話：0852-21-3450）へご連絡ください。



隠岐ひまわり基金法律事務所（弁護士 橋爪 愛来）

- ・業務時間 平日 9時30分～18時
 - ・電 話 08512-3-1877
- ※電話相談無料（初回10分程度に限り）

2回目まで
相談料無料です！

